

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

改正内容

1 特別区国民健康保険の基準保険料率の改定

(1) 保険料率の改定(第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4関係)

①医療分保険料（基礎賦課額）	
ア 保険料率	
・ 所得割	旧ただし書き所得の $7.47/100$ → 旧ただし書き所得の $7.32/100$ (旧ただし書き所得＝賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等)
・ 均等割	被保険者1人につき 38,400円 → 39,000円 (+600円)
イ 賦課割合	
所得割：均等割	56：44 (変更なし)
ウ 賦課限度額	540,000円 → 580,000円 (+40,000円)
②後期高齢者支援金等分保険料（後期高齢者支援金等賦課額）	
ア 保険料率	
・ 所得割	旧ただし書き所得の $1.96/100$ → 旧ただし書き所得の $2.22/100$
・ 均等割	被保険者1人につき 11,100円 → 12,000円 (+900円)
イ 賦課割合	
所得割：均等割	56：44 (変更なし)
ウ 賦課限度額	190,000円 (変更なし)
③介護分保険料（介護納付金賦課額）	
ア 保険料率	
・ 所得割	旧ただし書き所得の $1.59/100$ (変更なし)
・ 均等割	被保険者1人につき 15,600円 (変更なし)
イ 賦課割合	
所得割：均等割	50：50 (変更なし)
ウ 賦課限度額	160,000円 (変更なし)

(2) 保険料を軽減する額等の改定（第19条の2関係）

軽減額の改定	
①医療分	
ア 7割減額	被保険者1人につき 26,880円 → 27,300円 (+420円)
イ 5割減額	被保険者1人につき 19,200円 → 19,500円 (+300円)
ウ 2割減額	被保険者1人につき 7,680円 → 7,800円 (+120円)
②後期高齢者支援金等分	
ア 7割減額	被保険者1人につき 7,770円 → 8,400円 (+630円)
イ 5割減額	被保険者1人につき 5,550円 → 6,000円 (+450円)
ウ 2割減額	被保険者1人につき 2,220円 → 2,400円 (+180円)
③介護分	
ア 7割減額	被保険者1人につき 10,920円 (変更なし)
イ 5割減額	被保険者1人につき 7,800円 (変更なし)
ウ 2割減額	被保険者1人につき 3,120円 (変更なし)
軽減判定の変更	
5割減額は、軽減対象となる所得基準額を27万円から27万5千円に引き上げる。	
また、2割減額も、軽減対象となる所得基準額を49万円から50万円に引き上げる。	

2 国民健康保険法等の一部改正に伴う改正（第2条、第14条の2、第14条の3、第15条の9、第16条等関係）

国保制度改革に係る国民健康保険法等の一部改正に伴い所要の改正を行う。主な改正は次のとおりである。

- (1)「国民健康保険事業費納付金」等を賦課総額（保険料率を決める際の基となる総額）とすることから、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分それぞれにおいて、賦課総額の算定項目を変更する。

ア 第14条の3 一般被保険者に係る基礎賦課総額（医療分）

イ 第15条の9 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額（後期高齢者支援金等分）

ウ 第16条 介護納付金賦課総額（介護分）

- (2) その他、国民健康保険運営協議会の名称が国民健康保険法上変更されたこと等により所要の改正を行う。

3 施行日等

平成30年4月1日から施行し、平成30年度以後の年度分の保険料から適用する。